

日傘貸し出しの流れ

手順1 日傘の貸し出し状況の確認

岐阜県庁省エネ・再エネ社会推進課温暖化・気候変動対策係へ日傘の借用が可能かどうか、電話で確認してください。

電話 058-272-1111 (内)2948

※借用期間は原則2週間以内です。

※営利を目的とする使用には貸し出しできません。

手順2 日傘の貸し出し(借用)について（借用申込書の提出）

岐阜県庁省エネ・再エネ社会推進課温暖化・気候変動対策係に申込書を電子メールで送信または申込書を直接お持ちください。

※日傘の貸し出しは無料です。

日傘の借用、返却の際の運搬に係る費用は、借用者の負担になります。

※借用した日傘は、他の方へ転貸することはできません。

（申込団体が実施する事業の参加者への貸し出しはこれに当たりません。）

※日傘の借用数は、必要最小限としてください。

E-mail c11268@pref.gifu.lg.jp

手順3 日傘の受け取り

岐阜県庁省エネ・再エネ社会推進課温暖化・気候変動対策係(9F)で日傘を受け取ってください。

※日傘の受け取りは、ご連絡のうえ、平日8時30分から17時15分をお願いします。

日傘の使用時の注意事項

紛失・破損することがないように取り扱ってください。

※借用中にトラブルが発生した場合は、借用者の責任において対応してください。

～使用後～

手順4 日傘の返却

岐阜県庁省エネ・再エネ社会推進課温暖化・気候変動対策係に日傘を返却してください。その際、温暖化・気候変動対策係職員とともに返却物(日傘)の状態を確認していただきます。

※借用申込書に記載いただいた借用期間終了後1週間以内に持参もしくは郵送にて返却してください。なお、持参される場合は平日8時30分から17時15分の間でお願いします。

※日傘を紛失、破損させた場合は、申し出てください。

～終了～

備考 借用期間の延長

※希望に応じ、借用期間（原則2週間以内）を延長することが可能です。

延長を希望する場合はメール・電話にて「氏名」「更新を希望する日傘の番号」「延長期間」をお伝えください。